

# 島田市子育て支援ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、島田市子育て支援ネットワークと称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、島田市こども未来部子育て応援課に置く。

(目的)

第3条 子どもにかかわる個人、団体の交流を深め、地域の子育て支援の充実に努める。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子どもにかかわる個人、団体の交流や情報交換
- (2) 会員の資質向上を図るための講習会
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会に入会できる者は、第3条の目的に賛同する者とする。

(会費)

第6条 会費は、補助金をもってこれに充てる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 運営委員 (会長、副会長を含む) 若干名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会において会員の中から選任する。
- (2) 副会長、会計は会長が指名する。
- (3) 運営委員は、会員の互選により定める。

(会長の任期)

第9条 会長の任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 監事は、会計監査の任にあたる。
- (4) 運営委員は、会の運営をするための企画立案をする。

(会議)

第 11 条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会及び運営委員会の議長は、会長が当たる。

3 総会は、毎年 1 回開催し、会長が召集する。ただし、会長が必要と認め  
た場合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、会員及び委任状提出者の合計が、会員総数の過半数により成立  
する。

5 総会は、事業計画、予算及び決算、規約の改廃その他本会の運営に関す  
る事項を議決する。

6 総会の議事は、会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、  
議長の決するところによる。

7 運営委員会は、必要に応じ開催し、本会の運営及び事業の執行に必要な  
事項を審議する。

8 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

9 運営委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数  
のときは、議事の決するところによる。

10 運営委員会は、会長が書面による決議で足りると判断したときは、書面  
議決とすることができるものとする。

(事業計画)

第 12 条 本会の事業計画は、事務局と協議の上作成する。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わ  
る。

附則

この規約は、平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

附則

この規約は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この規約は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する